

吉原達也先生―その人と学問

松 生 建

吉原達也先生は平成二四年三月末日をもって広島大学を退職された。現在は日本大学法学部において教鞭をとっておられるが、広島大学においては、三二年の長きにわたって研究、教育および大学行政に対して多大な貢献をなされた。先生の退職は残された者にとって誠に寂しい限りであるが、これらの方面の先生の功績を紹介しつつ、先生に感謝の意を表したいと思う。

吉原先生は昭和四九年に京都大学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科に進学され、柴田光蔵教授の指導の下でローマ法の研究を開始されたが、西洋法制史の上山安敏教授の大学院の授業（スクーリング）にも参加してその薫陶を受けるなど、既に学部・大学院時代からその学問的関心は西洋法制史全体やその背後にあるヨーロッパ精神史に對しても向けられていたと聞く。そして、昭和五四年三月に同大学院法学研究科博士課程を単位取得退学された後、同年四月に政経学部から分離独立した直後の広島大学法学部に助教として赴任され、以来、広島大学において法制史、ローマ法の教育、研究に携われ、その優れた幅広い学識と高潔な人格及び粘り強い指導力を發揮して、多くの優れた人材を行政・法曹・実業界や、学界に送り出された。

とりわけ教育面においては、学部（及び大学院）の吉原ゼミには、博学で多彩な学問的関心をもつ先生の学風を慕って、少人数ではあるが、法律解釈学の粹におさまらない多様な学問的関心を持った学生が毎年集まり、歴史学、神

話・伝承、宗教学、民俗学などをテーマとして、邦語文献はもとより、時にはラテン語をはじめとする外国語文献などを購読しつつ、闊達な議論が繰り広げられていた。そして、その議論の中では、決して安易に妥協して結論を急がれることなく、徹底的に考え続ける学問スタイルを貫かれ、さらに学生がどんな疑問を提起しても、先生は研究室にある収集された膨大な文献の中からたちどころに関連文献を探しあて、当該箇所を指摘しつつ分かりやすく解説されていたことには、ゼミ生は皆感銘を受けていたと聞く。また、先生は学部学生・大学院生の指導に際して怒ったことは一度もなく、どんな学生に対しても粘り強く懇切丁寧な指導されていたとこのことであり、先生の指導を受けた学生は皆、先生の学識に対してだけでなくその人格に対しても深い尊敬の念を抱いていたとこのことである。

大学行政の面では、先生は長年にわたって法学部の各種委員や広島大学評議員を務められたが、とりわけ広島大学が国立大学法人へ移行した平成一六年から三年間という大学の在り方そのものに大きな変化のあった時期に、教授会や教員会の運営方法もそれまでとは変化した学部や研究科もあるなかで、法学部長及び社会科学研究所副研究科長として、従来の法学部の民主主義的な伝統を受け継ぎ、トップダウンではなく教員全体の議論によって学部の意思決定を行うという学部の管理・運営方法の確立に貢献された。また先生は、法学部創設以来の教員として、法学部の過去の歴史と学部運営上の諸々の慣習の由来に精通しており、法学部の生き字引として若手教員の良き相談相手となっておられた。

また、先生はなかなかのスポーツマンでもあり、法学部が東千田にあった時代には法学部・経済学部合同の教員フットボールチームであるウエンスデイの好守好打の内野手として毎週水曜日に法・経済学部合同職員チームとの間で行われた対抗戦において活躍された。さらに先生は、決して酒豪というわけではなかったが、酒を愛され、ゼミや研究室での議論を引き継ぎ、更に夜の居酒屋において同僚教員や学生と酒杯を傾けつつ様々な闊達な議論を楽しまれた

が、それは先生にとつてだけでなく我々にとつても大きな楽しみであつた。

吉原先生の基礎法学の領域における研究対象は多岐にわたるが、あえてまとめれば、大きく三つの領域に分けられる。ローマ法研究、バハオーフェンの古代学の研究、古代ローマの弁論術の研究がそれである。

先生の研究生活は、まずは、共和政および帝政ローマの法務官の法適用の記録であり、のちにコルプス・ユリスの法源の一つとなつた『永久告示録』の研究をもつて開始された。ここに、法とは何かという問題を法の根源・核心に遡つて探求しようとする先生の研究姿勢が既に最初から現れている。しかし同時に注目しなければならないのは、先生のこのローマ法研究を支えているものは、過去の歴史的事実に対する関心のみならず、常に現代法の直面する課題に対する深い関心が表裏一体となつた問題意識であるということである。例えば、先生のサヴィニーの占有論の研究は、ローマ法の占有概念を再構成したといわれるサヴィニーの占有概念が現行民法典の中に生きているように、同時に現代の民法典における法概念の核心についての研究でもあるのである。

第二の研究対象は、バハオーフェンの古代学研究に関する著書の翻訳である。この研究の直接のきっかけとなつたのは上山安敏先生の示唆であるとのことであるが、もちろんこの推奨のみでこれほどまでにバハオーフェンに没頭されたわけではないであろう。ヨーロッパの近代法を生み出したサヴィニー、モムゼン等の合理主義的な精神の対極にあつて背後に隠れてはいるが、同様にヨーロッパの精神世界を構成しているバハオーフェン、ニーチエなどが取り扱つた―あえて言えば―非合理でエモーショナルな精神をも理解しなければヨーロッパの精神の全体像は理解しがた、ひいてはこの精神の産み出した法の全体像も理解しえないという先生の問題意識の現れであろう。

先生のバハオーフェンの著作の翻訳の特徴は、先生の英、独、仏、ラテン語はもちろんのこと、イタリヤ語、ギリ

シア語にまで及ぶ優れた語学力と博覧強記ともいふべき学識を十分に生かした、日本語としての翻訳そのものの分かりやすさと、訳に付された注解の豊富さ、充実度であるう。先生は、翻訳にあたつて、原文の文法的解析をないがしろにせず徹底的に詰め切るとともに、バハオーフェンの原文の中で引用・紹介されている様々な著作、神話、伝承等についてもすべて原典に当たることによつて原文の正確な意味を把握し、それを優れた日本語の感覚を生かして、分かりやすい日本語に翻訳された。このような読みの確かさが生み出した代表的な翻訳がバハオーフェン『母権制』上・下巻であり、この著作が平成五年に日本翻訳文化賞を受賞したのもむべなるかなである。

先生の第三の研究対象は古代ローマにおける弁論術の研究である。これは恩師の柴田光蔵先生のキケロの法廷弁論の研究を引き継ぐかたちではじめられたが、平成五年から三年間の科学研究費補助金を受けた共同研究「法とレトリック―その歴史・理論・応用」(研究代表者・植松秀雄教授)に研究分担者として参加されることによつて、多くの貴重な成果を挙げられた。キケロの法廷弁論はローマ法学の成立や共和政期ローマの訴訟制度の研究の原資料の一つであり、さらにのちのエラスムスらの人文主義者にも大きな影響を与えているものであつて、日本では受容されていないレトリックという合理主義的なヨーロッパ精神の源流の一つを形成するものであり、ローマ法学の観点からもヨーロッパの精神形成の観点からも踏まえておかねばならない源泉の一つであるという問題意識に基づくものであつたと思われる。また、この共同研究は日本における「法とレトリック」研究の先駆けであり、同時に現在のその研究の基盤となるものであつた。

以上のように、吉原先生の学問とは、あえてひと言でいうならば、法とは何か、法学とは何かという問題を常に問題の根源まで遡つて考察しようとしているということではないだろうか。吉原先生の著作に接した者は誰でも、この学問的志向がその研究対象や研究方法においてみごとに具体的に結実していることに驚異と尊敬の念を抱かざるをえ

ないであろう。

以上に述べた吉原先生の「人と学問」は、私が吉原先生及びその著作に直に触れて感じたことのほかに、広島大学の同僚であった多くの先生方や吉原先生に直接指導を受けた学生（卒業生）の皆さんからうかがった話をもとにして私の責任でまとめたものである。いちいちご芳名を挙げることはしないが、それらの方々に感謝を申し上げます。最後に、これまでの吉原先生のご指導とご厚情に感謝申し上げますとともに、今後の先生のご研究のますますの発展と先生のご多幸、ご健勝をお祈り申し上げます。